平成２８年（フ）第２３０号
岡山県倉敷市茶屋町537番地２　プレジール三宅Ａ101号、住民票上の住所岡山県倉敷市児島小川４丁目８番241号
債務者　宮西　実果（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４５９号
東京都三鷹市深大寺３丁目５－１－210
債務者　三毛　武彦
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５８号
東京都小平市大沼町７丁目１番５－106号
債務者　長田　真麻
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５２５２号
東京都新宿区上落合２丁目22－12－301
債務者　松尾　和之
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月10日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７０号
東京都世田谷区宮坂１丁目26番11号ＨＥＩＭ－ＨＩＲＡＯⅡ202
債務者　松本　幸洋（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午後２時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７０７号
東京都町田市旭町２丁目12番２号
債務者　市川ひとみ（旧姓川越）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午後２時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７６５号
東京都小平市花小金井１丁目17番13－203号
債務者　吉野丹郁南
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午後２時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０号
長崎県平戸市岩の上町334番地　市営大膳原住宅Ｂ－206、従前の住所長崎県平戸市上中津良町1086番地１
債務者　村田　勝宏
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前10時　長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２８年（フ）第１６２９号
横浜市戸塚区品濃町513番地１　ドミール東戸塚403号
債務者　内藤　初江
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時15分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６８３号
東京都日野市程久保650番地高幡台団地30－301
債務者　深川　美徳
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３１９号
静岡県浜松市南区瓜内町595番地の５
債務者　中易　正志
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３２０号
静岡県浜松市南区瓜内町595番地の５
債務者　翁長ラリッサこと　オナガ　ラリッサ
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１４６３号
横浜市旭区本宿町45番地34　クレストＣ－102
債務者　六車　香織
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６５８号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目10番３－513号
債務者　中島　寿治
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７４６号
横浜市緑区西八朔町354番地８　プラタナスハイツ
債務者　近藤幸一郎
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部